

＝ 大阪簡易裁判所への抗議文 ＝
被害者への謝罪も弁償も無き加害者を、非公開の 7/28 略式裁判で
軽微な罰金のみで済ませた事への嚴重抗議

大阪簡易地方裁判所

御中

2010（平成22）年8月31日（火）

提出者： 戸田久和（ひさよし）
住所 大阪府門真市新橋町12-18-207
職業 会社員（元門真市市議会議員）
電話 06-6907-7727
FAX 06-6907-7730

私は、去る4月7日夜にJR大阪駅南側歩道橋を帰路通行中に「在特会」や「主権回復会」らの集団に襲撃され、蹴られたりメガネを奪われた被害者であり、それについて4月30日に「暴行と器物損壊」で刑事告訴した告訴人です。

この事件については、ようやく7月13日に襲撃犯の1人である宮井将がメガネ窃盗で逮捕され、それを受けて7月17日に大阪府警「捜査本部」で初めての「被害者への事情聴取と調書作成」がなされ、その後7月28日付けで大阪地検の横路保慶検事より「宮井を7/28に器物損壊罪で起訴した」旨の処分通知が届き、これでやっと裁判で犯行事実の究明と処罰がなされる、とほっとしたところでした。

ところが、8/2（月）に検察庁に電話で問い合わせたところ、この「起訴」が何と略式起訴であり、7/28起訴同日に貴裁判所での略式裁判で「罰金10万円」の判決がなされて終了した事を初めて知り、当方は驚き落胆し、大きな憤りを持ちました。（検察の事件番号：平成22年検第12832号）

なるほど現在の司法制度では、検事が略式起訴してきたものは自動的に略式裁判にするのが普通であのかもしれませんが。

しかし本件被告の犯行は、下に述べるように極めて悪質で常習的な集団暴力事件の極く一部であり、しかも被告が被害者たる私に対して何らの謝罪も弁償もせず、その意思表示すらしていない事、および被害者告訴人が厳しい処罰感情を持っている事は1件記録から明らかなはずですから、裁判所（裁判官）としてはそこに注意を払って、即日非公開の略式裁判ではなく、裁判公開の原則を厳密に適用した普通の裁判で措置すべきでした。

少なくとも、金銭価値だけでも6万5000円もの損害を与えた被害者に対して謝罪や弁償をしたのか、を被告や検察官に問い質して量刑を考えるべきでした。

この悪質かつ無反省な被告に対して、非公開法廷で「罰金10万円」判決のみとは、あまりに被害者を傷つけ、司法的正義を欠く措置であり、被害者告訴人としては断じて容認できません。

ここに強く抗議します。

1：被告の宮井将（まさる）は7/13逮捕での取り調べでメガネを窃盗した事を認め、翌7/14夜に釈放されているが、釈放後も被害者告訴人たる私に対して全く謝罪の連絡もないし、6万5000円のメガネ損害への賠償も全くなされないままである。

当方のメガネは、「宮井将が窃盗した事を認めた」と報道されているにも拘わらず、所在不明のままであり、当方はメガネ喪失の被害を被ったままになっている。

加害者が被害者に謝罪したり弁償したりして、被害者が寛大な処罰を求めた場合ならいざ知らず、**被害者に何の謝罪も弁償もせず、己の所業を全く反省していない宮井将**に対して、被害者・告訴人の意見を聞く事もなく、被害者・告訴人に対して全く秘密のうちに「略式裁判」を行なって一件を終了させたのは、全く不当である。

2：そもそも被告宮井将の犯行は「集団襲撃事件」の一局面として為されたものであり、集団による暴行・器物損壊事件として告訴されているのに、十数人に及ぶ暴行罪での被告訴人の逮捕も無く、暴行罪についての被害者の調書作成すら為されていない7/28段階で、早々と宮井将だけを略式裁判にかけて一件終了させてしまう事は、集団襲撃事件全体の捜査検挙・公判維持にあえて著しい困難を与えてしまう事が明白である。

その原因が横路保慶検事・大阪地検による略式起訴にあるとしても、それに無批判に追随加担した貴裁判所の「法の番人」としての責任は免れない。

3：略式起訴は即日の略式裁判に直結するものであり、しかもその略式裁判は非公開即決で行なわれるから、被害者告訴人は裁判傍聴も出来ず、事件の真相を知る事もできない。

一方、加害者の宮井将は被害者告訴人にも報道機関にも何も知られる事無く、僅か10万円の罰金で全てを終了させ、被害者への謝罪も弁償もせずに大手を振って自由に振る舞える。

これほど理不尽な事はない。

本件のような悪質な暴力事件においては「裁判公開の原則」が厳密に適用されるべきなのに、貴裁判所はこれに何らの注意も払わなかい、という瑕疵を犯している。

4：被害者告訴人たる当方は、被害の賠償をさせるためには自分で民事の損害訴訟を起こさねばならない。

それ自体は今の司法制度ではやむを得ないとはいえ、起訴内容や宮井の供述内容という基本的な事を知るだけでも自分で検察庁に事件資料の提供を申請し、2週間ほど待たされて非常識なほど高額なコピー料金を払わねばならないという時間・手間は、ひとえに略式裁判起訴で事件が終了させられたが故に被せられる負担である。

その一方で、加害者への「罰金10万円」は被害者の鼻先で国が収受するのみである。

まさにこの略式裁判は、暴力被害者に対する侮辱と嫌がらせに等しく、激しい怒りを禁じ得ない。

5：襲撃犯一味は当方提出の諸書面にもある通り、自分らの暴力犯罪をネット動画にも盛んに上げて誇示自慢し、「多数の警官の目の前で、白昼公然たる街頭での、1人の人間を多数で襲撃する」犯罪をエスカレートさせている悪質な常習犯であるが、その一員である宮井将が逮捕されたにも拘わらず、7/28略式裁判のおかげで、非公開のうちに宮井1人だけの罰金10万円でコトが済み、他の襲撃犯に検挙が及ばなかった、という事実によって、襲撃犯一味の集団暴行がさらに助長されている事実がある。

その顕著な一例が、「8/4追加書面」で示した「枚方市駅前集団暴行事件」であり、被告訴人の荒巻靖彦ら加害者集団は、7/31枚方市駅前街宣の時に街頭で聞いていただけの市民1人に対して集団で出向いて襲撃をかける事を少なくとも3度に渡って（別々の市民に）行なっている。

これは「自分らに賛同的でない聴衆は暴力でやっつける」、という驚くべき暴力エスカレートであり、しかもこれを多数の警官の目の前で白昼公然たる街頭で行なっているのである。

関東でも、他の地方でも同様の事例が起こっている。

これらは、まぎれもなく「7/28略式裁判」が「集団暴行して動画証拠豊富でも、せいぜい1人逮捕ですぐ釈放し略式起訴・非公開の略式裁判で終了するよ」という悪しきサインを発信してしまった事の反映である。

貴裁判所には暴力被害を拡大させてしまった事に対する反省の気持ちを持ってもらいたい。

8：貴裁判所は、せめて今後は私の4/30告訴に関わる件は、略式起訴されてきても、検察官に対して被害者告訴人の意思を問い質し、被害者へ謝罪や弁償の有無に注意を払い、それが無い場合は被害者告訴人に通知し、大阪地裁での公開の法廷による裁判になるよう対処されたい。

補足：この抗議文は配達証明付き郵便で郵送する。資料として、当方が曾根崎警察署長宛に提出した・「8/4書面」と・「甲第22号証」、および「大阪地検宛の8/26抗議文」も同封する。

また、略式裁判だった事を知ってすぐに抗議文を送りたかったが、日々の生活の中で作成が今日まで遅れてしまったものであることを付言しておく。